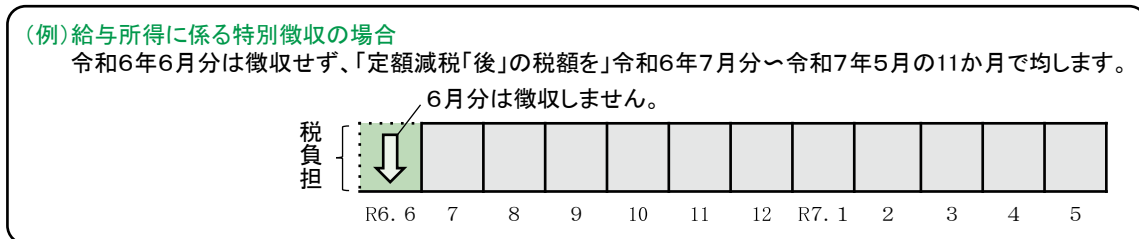


# 令和6年度 主な地方税法等の改正

## ◆個人住民税

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の定額減税が実施されます。

※納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限ります。



なお、ふるさと納税の特例控除上限額（所得割額の2割）等について、定額減税「前」の所得割額とします。

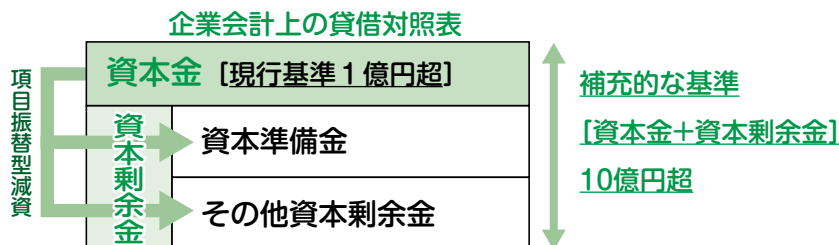
## ◆法人住民税・法人事業税

◎外形標準課税の適用対象法人の見直し

外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされました。

※改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準（資本金1億円超）や下記の100%子法人等への対応の基準に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」です。

※令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置が講じられました。

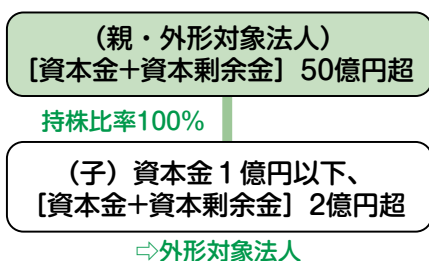


また、100%子法人等への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされました。

※特別事業再編計画に基づくM&Aにより100%子会社となった法人等について、上記にかかわらず、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外とする特例措置が設けられました。

※上記改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置が講じられました。

※令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。



## ◆不動産取得税

◎不動産取得税の特例税率等

住宅及び土地に係る税率の特例措置（4% → 3%）が3年延長されました。

宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）が3年延長されました。

## ◆軽油引取税

課税免除の特例措置について、船舶の一部（※）を除外した上、3年延長されました。

※ 専らレクリエーションの用に供する船舶（事業用船舶を除く）。

## ◆固定資産税等

◎固定資産税（土地）の負担調整措置等

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等が3年延長されました。

※ 負担水準：土地の評価額等に対する課税標準額の割合。

※ 現行の負担調整措置：地価上昇時に新評価額の5%ずつを課税標準額に加算等する措置（商業地等の場合）。